

標題 : 総務省通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」
発信番号 : 自治労情報2025第0002号
発信日付 : 2025年1月6日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

総務省は12月27日、通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」を発出しました。本通知を参考に、とくに以下の点について、春闘期における要求・交渉等での点検・追求をお願いいたします。

また、総務省のホームページで公表された集計表(全自治体の回答がまとめられたもの)も添付しますので、県内単組の状況把握にもご活用ください。

1 必要な行政サービスの提供体制の確保

職員の任用について、「対象となる職の職務の内容や責任などに応じて、任期の定めのない常勤職員、任期付職員、臨時・非常勤職員の中から、適切な制度を選択すべき」として、あらためて任用の適正化を求めています。当局に人員確保を求めるにあたっては、本通知も踏まえ、恒常的な職には常勤職員を配置するよう求めます。

2 適切な給与決定

遡及改定の実施と、期末・勤勉手当の支給についてあらためて適切に対応するように求めるとともに、遡及財源の確保について下記の通り示しています。未決着の単組については、本通知も踏まえた確実な対応を求めます。

会計年度任用職員の給与改定に伴い必要となる財源については、本年11月29日に公表された「令和6年度補正予算(第1号)に伴う対応等について」で示されたとおり、確保されているところ。

3 適切な勤務時間の設定

通知では、フルタイムよりわずかに短い勤務時間を設定することについて、「一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのかあらためて検証の上、慎重に判断する必要がある」としています。

総務省は、引き続き「時間外勤務を含めた勤務時間の実績を踏まえ、任期を通じた一定の業務量を見込むことができる場合には、当該見込みに基づき勤務時間の見直しを行うことが必要」と助言しており、組合としても、実態に応じた設定・任用となるよう当局に見直しを求めます。

4 再度の任用について

本通知では再度の任用について下記の2点が示されています。

- ・前年度に同一の職務内容の職に任用されていた者について、客観的な能力の実証の一要素として、前の任期における勤務実績を考慮して選考を行うことは可能であること。
- ・また、結果として複数回の任用が繰り返された後に、再度の任用を行わないこととする場合には、事前に十分な説明を行う、他に応募可能な求人を紹介する等配慮をすることが望ましいこと。

再度の任用の能力実証の方法として、勤務実績によることが可能と明示されていることから、公募によらない任用回数上限の撤廃をめざすとともに、公募される場合においても在職者の勤務実績をもとにした選考・任用がされるよう引き続き交渉・協議をお願いします。

添付ファイル :

01_会計年度任用職員制度の適正な運用等について(通知).pdf

02_令和6年度+会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果(任用件数等)【別添1】.pdf

03_令和6年度+会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果(施行状況等)【別添2】.pdf

04_R6会計年度施行状況調査結果(施行状況等)【別添3】.pdf

参考_集計表.xlsx